

お知らせ

| | |
|----|--------------|
| 課名 | 健康推進課 |
| 担当 | 荒木、佐藤 |
| 内線 | 3487、3490 |
| 直通 | 086-226-7329 |

「岡山県口腔保健支援センター」を設置します

～^{ハチマルニイマル}8020健康長寿社会をめざして～

令和6年3月に「第3次岡山県歯科保健推進計画」を策定したことを踏まえ、県民の歯と口腔の健康づくりの更なる推進を図るため、「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき新たに「岡山県口腔保健支援センター」を設置しますので、お知らせします。

また、岡山県口腔保健支援センターの設置にあたり、次のとおりセンターの開所式を行います。

記

- 1 名称 岡山県口腔保健支援センター
- 2 設置主体 岡山県
- 3 設置日 令和6年4月1日（月）
- 4 設置場所 健康推進課（母子・歯科保健班）
- 5 開所式の概要
 - (1) 日時 令和6年4月1日（月）13:00～13:10
 - (2) 会場 保健医療部健康推進課入口（県庁舎5階東）
※取材希望の方は5階健康推進課へ集合をお願いします。
 - (3) 次第
 - ①看板設置
 - ②コメント（保健医療部長）
 - (4) 出席者
 - ・保健医療部長
 - ・保健医療部健康推進課長（岡山県口腔保健支援センター長）

【参考】

「口腔保健支援センター」とは、歯科口腔保健の推進に関する法律第15条に基づき、法第7条から第11条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関。

【実施する事業】

- ・歯科口腔保健に関する知識等の普及等（法第7条）
- ・定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等（法第8条）
- ・障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等（法第9条）
- ・歯科疾患の予防のための措置等（法第10条）
- ・口腔の健康に関する調査及び研究の推進等（法第11条）